

第五十八回

須藤 五郎君
して植木光教君が委員に選任されました。

説明申し上げます。

現在、国立療養所は、らい療養所十一施設を別にしまして、全部で百五十七施設ありますが、そのうち、精神療養所が六、脊髄療養所が二、残り百五十施設はすべて結核療養所であります。このように、従来、国立療養所の中心課題は結核対策の推進にあつたのでありまして、結核患者数の減少が予想される今後におきましても、国立療養所が結核医療に果たす役割の重要性はいささかも変わりはないものと考えられるのであります。

一方、近年における新たな医療需要に対応するため、昭和三十九年度以降、毎年進行性筋萎縮症に対する病床の新増設を行なつてきており、さらに、昭和四十一年度以降重症心身障害についても病床の整備を進めておりますが、この方面における国立療養所の役割りは今後ますます増大してまいるものと考えられます。しかしながら、現在の国立療養所の施設は、戦前からありました旧軍事保護院、旧日本医療団等の施設を引き継いだ老朽木造施設が大部分を占めておりますので、以上のような要請にこたえて国立療養所が十分にその使命を果たしていくためには、これらの施設設備の計画的整備を促進する必要があるものであります。

以上のような状況にかんがみまして、今回、国立療養所の経理を一般会計から特別会計に移すとともに、予算の内容におきましても画期的な改善をはかったものであります。すなわち、昭和四十三年度の国立療養所の歳出予算は総額四百二十億圓を計上いたしておりますが、これを前年度と対比いたしますと、補正後予算に對し六十八億圓、一九・四%の増、また当初予算に對しては七十九億圓、二二・二%の大幅増加となっております。

これを内容的に見れば、まず、施設整備費については、新たに十五億圓の借入れ金を導入するとともに、不用品の売却収入十八億圓をこの財源に充てることとして六十三億圓を計上しておりますが、これは前年度予算に對比して約三十億圓の飛躍的増額となっております。そのほか、医療内容の充実及び患者サービスの改善をはかるた

め、医療機械器具整備費、患者用品費等についても大幅な増額をはかつていのであります。このよう国立療養所の所要経費につきましては、その経営の実際からいたしまして、診療収入をもつてそのすべてをまかなうことは期待することができませんので、その収支の差額につきましては一般会計から繰り入れることとし、四十三年度予算におきましては、一般会計からの受け入れ二百六億圓を計上いたしております。

なお、国立療養所が特別会計に移りましたことに伴い、特別会計予算総則にいわゆる弾力条項の規定を置き、療養所収入その他の収入が予算額に比して増加する場合には、これを療養所事業のため直接必要な経費の支出に充てることができるとして、医療経営の円滑化をはかることとしております。

以上、簡単にではありますが、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案につき、補足して御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行ないます。質疑のあり方は、順次御発言を願います。

○柴谷要君 税制調査会は、かつて間接税と直接税の比率がどうかにかつては、結果的にそうなるのであつて、ある意図をもつて均衡を要する必要はないといつております。今年度は国税収入の直間比率を見ますと、四十二年度補正予算後の数字は三九・九%、四十三年度予算で見ますと四〇・三%へと間接税が伸びております。これには意味があると考えていいの、均衡していると考えべきか、この点をひとつお答えを願ひたいと思ひます。

は、御指摘のとおり、税制調査会では、常に直間比率といふものは一定のものがあるのではなくて、全体の税の均衡をはかつて、その結果として出てくるものであるといふことを言つております。ことしは、御承知のとおり、一方で所得税を減税いたしております、他方、間接税については、たばこの益金を含めまして、増徴をはかつております関係で、昨年よりも四・四%程度間接税の比率は上がつておりますが、四十一年をこらんだでございまして、四十一年は四〇・七%であつたわけでございます。昨年の四十二年度におきましては、御承知のとおり、法人税が異常な伸びを示しましたのと、所得税が相当な伸びを示しまして、補正後の姿では、当初の四〇・七が三九・九と下がつたような事情がございすけれども、これは、いま御指摘のような、ことし若干それが上がったといふことは特別の意味があるといふふうにおとりいただくものではないと私も考えております。よくいわれますように、直接税から間接税に比重を移すといふような意図で行なわれたのではなくて、毎々申し上げますが、今回の間接税の増徴も、間接税のうちの従量税率をとつておりますものが、従量税を据え置いた関係で税負担率が相対的に下がつたのを是正するといふ意味でございすから、むしろそこで均衡がはかられて、その結果として四〇・三%に戻つたといふことであると考へております。ちなみに、昭和三十一年当時におきましては間接税の比率は約五〇%でございまして、その後、直接税が非常に増収になつてまいりまして、相対的に現在の六四・四の比率に下がつてまいりまして、ごさいすますが、これも特別の意図でそこを下がつてきたといふよりは、経済の動きによる課税標準の違いによつてきたことだ、かように考へておる次第でございす。

○柴谷要君 大蔵大臣は、昨年でしたか、売り上げ税といふものを創設したいといふようなことを、物品税を来年度も上げないとしたら、歳出の増大、国債圧縮を考へますと、もう一度売り上げ税の提案をするのではないかといふふうに予測されるわけですが、税調が再開される際にこの問題を諮問される意図があるのか、政府の考へ方をお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉國二郎君) 売り上げ税につきましては、一昨年の中間答申におきましては、当面これを問題にするといふものではないという態度を示しております。ただ、御承知のように、最近のアメリカの輸入課税金問題に関連をいたしまして、ボーダー・タックス・アジャストメントといふことが非常に問題になりました。これは売り上げ税の一形態と考へられております付加価値税を徴収している国々におきましては、その付加価値税の徴収によつて物価水準が上がる。したがつて、輸出にあつては、他の国の水準よりも高い物価で輸出をしなければならぬので、付加価値税相当分を払い戻すといふこと、さらに、輸入にあつては、すでに国内の生産物が課税されているにひとしい付加価値税相当額を付加して輸入する必要があるといふので課税金を取る、こゝういふことをやっております。それが非常に表に出てまいりました。一部の方面では、売り上げ税を実施して同じようなことをやるべきではないかといふ意見などもございす。私もどうもいたしましては、税制調査会が長期答申をつくりまされは、もちろん間接税についても意見をまとめていただくつもりではございすけれども、何しろ売り上げ税といふものを創設するといふと、それだけごく低い率で概算をいたしましても相当大きな収入のオーダーになるわけでございます。それだけに、経済に与える影響も非常に大きいと思われまが、先ほど申し上げましたような付加価値税体系をとりましても国内物価水準は相当に上がるというふうないろいろなむずかしい問題がございす。これについて早急に結論を得るといふことは、いま御指摘のような、来年度といふような問題として提起されることは、まず私としてはあり得ないと思ひます。

○柴谷要君 次は、課税最低限の問題ですが、給与所得者標準家族で百万円課税最低限引き上げについて、大蔵大臣は、四十五年度には初年度ベースで達成できると思うと、こういうことを国会で答弁されておるのでありますが、もう少し配慮をすることによって四十四年度の平年度ベースにこれが採用できないものかどうか、政府の努力でこれができるような気がするわけでありますが、この点について政府の見解をお尋ねいたします。

○政府委員(吉國二郎君) 給与所得につきまして、標準世帯、あるいは夫婦三人の世帯におきまして、収入金額百万円までを課税最低限にするという考え方は、御承知のとおり、政府としては四十五年度というところで申してまいりました。大蔵大臣が、先般、初年度ベースでも実行可能ではないかということを言われたのは、ことし平年度で八十三万円程度、初年度で八十万円をこえておりますので、ことしのペースで十万円ずつ来年、再来年とすれば初年度計算でも百万円になるという意味で申し上げたと思うのでありますが、来年度それを実施するという問題は、一年間でそれをやるとすれば、やはり所要額としてはことしの減税額の倍額を要すると思います。そういう関係で、来年度の財政事情その他を考えると、来年度これを實現するのは、どうもいまの段階では困難であると私も思っております。少なくとも四十五年には実施をいたしたいというのが大臣のお考えでもあり、私も事務当局の考え方でもあるということでございます。

○柴谷要君 この点はまだ大いに議論してもらいたいと思うところですが、標準家族という定義ですけれども、昭和四十年の国勢調査によりまして、世帯人員の平均は四・〇五人になっておりますので、五人世帯は、九千三百五十二万世帯のうち、四%にも満たない三百七十五万世帯、こういう結果になっている。それで、標準世帯ということになれば、これは当然家族構成が四人、こう見るのが妥当ではないか。国民所得の計算などは、いつの間にか新しい計算になっておる

のでありますから、標準家族四人世帯百万円の課税最低限、こういう言いから直したほうがいいように思うのですが、これはいかがでございますか。

○政府委員(吉國二郎君) 御指摘のとおり、課税人員の中で見ますと、夫婦三人の世帯は一六・七%かと思えますけれども、御承知のとおり、納税人員の中で一番多いのは単身世帯、ことに給与所得者の単身世帯が多いわけでありまして、そういう意味では平均は確かに四・〇五になりますけれども、私どももいたしましては、従来から課税標準の負担軽減の継続性という意味で夫婦三人をとってまいったわけでございます。あるいは標準世帯という言い方を変える必要があるかどうか、その点はあるかもしれませんが、最近では、実はこれはいへんかという表現をとっておりますのもその意味で、負担軽減の継続性を明らかにする意味で夫婦三人を続けておるといふふうにお受け取りいただきたいと思う次第でございます。

○柴谷要君 次は、給与の所得控除は、ことしの改正で平年度分百万円の所得の人は最高限二十八万円となっております。これが事業所得者でありまして、経費が三割ぐらいをいまして、二百五十万円所得の人は三十三万円となる。これがまあ二十万円の人の六十六万円にもなる。あるいはその経費のほうがよいかかって赤字になったというような場合さえ事業所得者の場合にはある。事業所得者には青色申告と白色申告とあります。帳簿をつけ、正確に政府に協力している人には青色という特典を与えて、それから、事業専従者控除は、白色は定額であります。青色は完全給与制が行なわれている。で、給与所得者はみな青色申告者のようなもので、政府に非常に協力しているわけですね。ところが、特典がさらさらない。証明できるような経費について、これは認めてやってもいいのではないかと、こまあ考えるわけですが、その計算ができないものについては定額の処置をとるけれども、計算のできるものについては特典を与えてやる、こう

いうようなことが税の公平な上から見ても、当然事業所得者と、あるいは給与所得者との、何といいますが、政府がとっておる処置をならみ合わして見た場合に、給与所得者にもそのような特典を与えてしかるべきではないかと、こう考えるわけでありまして、この点について政府の見解をお尋ねいたします。

○政府委員(吉國二郎君) 所得税におきましては、所得計算の大原則と申しますものが、収入から収入を得るに要した経費を引くというのが大原則だと思えます。事業所得者の場合は、御承知のとおり、たとえば生産者でございまして、いわゆる生産コスト、原料の仕入れとか、そういうものがあるわけ、非常に収入に対して大きな経費割合になることは事実でございます。ところが、給与所得者の場合は、収入に対する必要経費の範囲というのが、いろいろ私ども計算をしたこともございまして、けれども、なかなかむずかしい問題でございます。ことに家事関連経費に近いものが大部分でございます。それを分類をいたしましていろいろ計算をかつてやったこともございまして、なかなかいよめる必要経費として多額な控除ができるまでの積み上げ計算ができないというような事情もございまして、一方、税制をいたしまして、確かに仰せのような必要経費を書き出せば、それで認める制度、そしてそれができないものはスタンダードのデダクションをやるといような制度もございまして、執行の実際を見ますと、そのスタンダードで引いておるといことでございまして、給与所得者の場合の必要経費は、先ほど申し上げましたように、家事関連経費が多いために、かえって複雑な結果になる。むしろ給与所得控除をできるだけ合理的に考えてこれを引き上げていくという方向が現実的ではないかという考え方を私もいたしておるわけでございます。で、給与所得控除にいたしまして、その内容は、一般に所得水準が上がり、生産水準が上がりましてまいりますと、内容的にもかなり必要経費の範囲がふえてくるというところは予想できるところでございます。そういう

意味では、できるだけ給与所得控除の合理的引き上げという方向で対処していくことが現実的であり、また、紛争を避ける意味で実際的にはなるべくかというのが私どもの考え方でございます。

○柴谷要君 いま局長が御答弁になっておりますけれども、柴谷の質問したことも一理あるから、そういうことも行なわれればいいじゃないかというふうな気持ちで多少腹の中にあるのではないかと思います。私は、やはり必要経費というものは給与所得者の中でも最近強引されてきています。特に給与所得者の中でも最近強引されてきています。国税庁がある程度認めておる面があると思う。それは芸能人であり、野球の選手とか何とかというものについてはある程度認めておると思うのですが、この点をひとつ国税庁の知っている範囲で教えてもらいたいと思います。芸能人あたりの必要経費はどの程度までおるのか。野球選手なんかがある程度までおるような話を聞いておるのだから、一体どういふふうな話をおるのか、そういう点を国税庁自体がやっていることについて聞かしてもらいたい。

○説明員(川村博太郎君) 芸能人等、いわゆる自由職業者に対しましては課税におきましては、記帳のない方々に対しては一般的に標準率を適用して課税しております。記帳をされておる方々につきましては、その実態に応じて経費を認めるといふ方向で処理をしております。なお、標準率と申しましては一本ではございせん、実情に応じて五割ないし六割程度の所得率で課税しておると考えております。

○柴谷要君 それは、そういう説明だということですが、わがからんでしょう。だから、具体的に聞きたいのだけれども、たとえば芸能人といつても歌舞伎俳優ですね、特に知名人である左団次であるとか歌右衛門であるとか、そういったような知名人が年間収入がたとえば数千万円あると、こういうような事例の中で、その経費の一体何%ぐらいを必要経費として認めて控除対象にしているの

か。それから、巨人軍で言えば金田とか長島とか王とかという選手が受けている俸給は新聞に出ておりますね、こういう選手に対してどのくらい免除しておるのか、具体的に説明してください。これはあなたのほうに資料はあると思います。

○説明員(川村博太郎君) ただいまのそういう方は事業所得者でございます、記録がございまして、青色申告が受けられるわけです。いま御質問になりました個々の課税資料につきましては、ただいま手持ちしておりません。もし必要であれば後ほど御説明いたしたいと思います。

○須藤五郎君 関連、映画の監督、作者、そういう人たちは、要するに作品を書くためにどここの旅館、ホテルへ行くとか温泉地に行くとか、そういうこと全部経費として落とされているのでしょうか。ホテルで飲んだ酒代も何もかも全部経費になつてこれは落とされているんです。ぼくはそれを知っております。これは一例にすぎませんけれども、その金額は相当私は多額になつていいると思うんですね。それから、お医者さんも相当経費が落とされているというのを私も知っています。そういうことをやっているとぼくは言わないです。そういうことをやっているとぼくは言わないです。しかし、そういう落とされる面というものはサラリーマンにはさらさらないわけなんです。しかし、問題は、サラリーマンだってやはり必要があるんです。私だって、やはり国会で質問しようと思つて参考書を買わなければならぬし、それから、人を頼んできて勉強しなければならぬ。その勉強するためには、その人にめしめ食わせなければならぬ、交通費も出さなければならぬ、これは全部議員たちはやっていることです。議員を例にとつてもそうなんです、議員だけではないです。すべてのサラリーマンがそういうことは必要なんです。第一、通勤には通勤の定期代が要るでしょう。ところが、サラリーマンはそういうことは全部なしで、もう月給や何か差し押えをくつていられるようなんです。ぼくらは最初からそれで源泉徴収でいやおうなしに差引か

れる。全く今日のサラリーマンほどひどいことはないのです。そういう面をおそらく柴谷さんが追及していらつしやるだろうと思うのです。もつと必要ならばぼくはちゃんと具体的な資料を持てきます。いま持つていないけれども、それが悪いと言ふのじゃないのです。

○柴谷要君 いま須藤先生が言われましたように、悪いのじゃないのです。いいことなんです。よ、やっていることは。だけれども、給与所得者にも必要経費というものはあるのだ、だから、それに対する何らかの措置を政府は考えないかというのをぼくは言いたい。そういうことなんです。だから、野球の選手なんか、考えようによつては、なんだ、人を喜ばして高額をもらつてゐる、それを必要経費を差し引くのはけしからぬ、こんなけしからぬことを言うのじゃない。かれらはかれなりに、人気のあれですから、必要経費というものはある。それから、また、俳優さんなら俳優さんには必要経費が大いにある。そういうものにしているならば給与所得者のことも考える必要があるというのを力説したいから申し上げたのです。だから、隠さずに、正直にものを教えることが大事です。それはあなたの方だつて、役人で成功してこうとするには、やはりいろいろと要ると思います。要ると思うのだが、そういうものが大つびらじゃなくても、日常の必要経費の中にある程度認められるということになつたら、これはたいへんいいことじゃないか。だから、われわれ国会議員が、先ほど須藤先生が言われましたように、確かに思ふ必要経費が要っているわけですよ。しかし、それを税務署のほうではどうは考えてくれないかというくらいであります。だから申し上げるわけなんですけれども、給与所得者、サラリーマン、とにかく赤子の手をねじるよりもっと簡単に給料から差引かれるのに入らねばならぬ方法はないか、こういうことを言いたいものですから質問するわけです。いかがですか、同感というお答えが生まれませんか。

○政府委員(吉岡二郎君) ただいま御指摘がございましたように、自由職業者の場合は給与所得に非常に近い形をとっておりますが、内容はまさに事業所得でございます。そういう意味では、いわゆる必要経費という形で控除が行なわれておりますが、その場合は、いま御指摘がございましたが、これはもう船橋聖一先生にさんざんやられた問題でございます。たとえば船橋先生のお説でございまして、自分の家の隣にやかましののが来ると小説が書けないから、隣の土地を買つた、これは必要経費だ、こういう仰せがございました。それは違ふのだ、家事関連経費であるというので、これは否認をいたしております。ですから、確かにその査定についていろいろ問題があるかと思ひますけれども、旅館に行つて飲んだ酒代も、実を言うと税務計算は分けていられるわけでございます。当然家にいて飲むべき部分というのは引いておるのでございまして、なかなか私はそれはむづかしいところでございます。いま御指摘のように、給与所得者も同じようなことがあるんじゃないかという点でございます。給与所得者の場合には勤務しておる、これは言い方が悪いのですが、勤務しております。あと追加しているいろいろ努力されるわけがあります。あと追加しているいろいろ努力する人もございまして、それは収入を得るための必要経費とまでは言えないというふうな面、それをどこで区分するかというふうなのはなかなかむづかしい問題でございます。そこで、私もとしましては、そういう実態を踏まえながら、給与所得控除も最近思い切つてどんどん上げてまいります。そういう方向で給与所得控除として解決をしていくことが必要ではなからうか。頭打ちにして、もう少し高いところで頭打ちをする。かなり収入に比例して必要経費がありそうだというところは常識でも考えられる。そういう点を考えまして、ことしも最高限度平年度で二十八万円まで上げましたけれども、私どもとしては、これはさらに十分な根拠をもつて引き上げたい、かように念願をしているわけでございます。

○柴谷要君 これはいつまでやつておりましたも時間がきてしましますから、次に移りたいと思ひます。とにかく給与所得者の税に対する協力の態度というものは、これは事業所得者などと違つて、青色申告で申告をしているものよりもっと私は高く国家に協力していると思う。そういう協力者に対する恩恵を与えてやるといふ税の扱い方が私は必要じゃないかという点から申し上げておる。大いに検討していただきたい。

次は、ことしも寄付金控除の限度額を手直した改正を行なつておりますね。この控除を受けた人員、それから、税額について、四十一年分所得税でよいから、大体受けた人員、税額、これらをひとつ御説明願ひたいというのが一つ。

それから、これは直接的にはともかく、間接的に私学の振興に役立つものと考えられるけれども、その中の区分はどのようになつていられるのか、わかつていたらひとつ教えていただきたい。まずこの二つを先にお伺ひいたします。

○説明員(大倉真隆君) 細部にわたりますので、私からお答え申し上げます。

第一点の御質問につきましては、四十一年は現在の制度と違ひまして、税額控除でございました。それが、税額控除の実績は二億八百万円と出ております。四十一年から制度改正がございまして、四十一年税法以降は所得控除になつております。実は四十一年の申告分のこのこまかい部分までの集計はまだ出ておりませんので、これは後刻わかりましたら別の機会に御報告いたしたいと思います。

○柴谷要君 人員は、わかりませんか。

○説明員(大倉真隆君) 人員は、四十一年分ははなはだ少のうございまして、三千六百人というところになつております。この点につきましては、御承知の足切り限度を漸次小さいほうへ改善いたしてきておりますので、今後人員の増加を見込めるのじゃないかと考えております。

なお、第二点の御質問の、寄付金控除の対象が私学とその他でどうなつておるか。これは申しわけ

○柴谷要君　それでは次ですけれども、四月九日

○政府委員(吉國二郎君) 教育費控除の問題は再

等上郎 二葉亭四迷全集第一四号 五〇四

○柴谷要君 育英資金というのは、それはないよ

【本欄設置】

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のように、世帯

次は、法人税法の改正案では、貸し倒れ引き当

○政府委員(吉國二郎君) 今回の改正におきまし

[illegible]

のはむしろ個人でございますので、個人にはやはり青色申告の特典を残しておくという事にいたしましたわけでございます。したがって、青色申告の要件は、個人においては依然として諸引き当て金には残っておりますし、さらに、御承知のように、青色申告者につきましては専従者控除をこの一月一日から完全給与制に切りかえたわけでございます。これも非常に大きな恩典だと思ひます。しかし、一方において白色申告者が非常に不利になるのではないかと問題もございまして、むしろ個人の段階では白色申告者が青色申告者になりやすいように、一番青色になりやすいといわれております小企業者に対しては、現金主義による記帳をもって青色申告の要件を満たすものとするような改正を昨年いたしましたので、できるだけ青色申告に変わってもらい、そうして特典は享受してもらおうという方向にいたしましたわけでございまして、現在課税されております事業所得者等、いわゆる青色申告を適用できる人員のうち、四七％までがすでに青色になっております。それらを考えますと、今後新しい記帳方式のもとでは相当に青色申告制度を拡大する望みがあると思ひますし、現在、税務行政におきましては、これは私の分野でございせんが、青色申告の拡大という事を非常に大きなポイントとして行政をやっておりますので、個人の面では、青色申告は、やはり申告の向上、経理の向上の大きなポイントになつてゐると思ひます。また、それに応じた特典は依然として残してあると考へてゐる次第でございます。

○委員長(青柳秀夫君) 午後一時三十分より再開することといたしまして、それまで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、三法案の質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○戸田菊雄君 だいぶ時間を待たせまして申しわけございません。

所得、法人、特別措置等に対して質問してまいりたいと思ひますが、最初に、国税の業務量が非常にふえてまいりまして、職員が非常に苦しんでゐるのではないかと、こういうふうに考へますので、いわゆる労務管理政策等につきまして若干質問してまいりたいというふうに考へます。

現在、税務署の数は全国で何カ所ありますか、また、この職員の数は総体でどのくらいおられますか。

○政府委員(泉美之松君) 税務署の数は現在四百九十九税務署でございます。職員は五万一千五百五十一人でございます。四月一日現在はこの定数一ぱい埋まつております。

○戸田菊雄君 四十三年度の各税務署の要員要求があると思ひますが、総体でどのくらいございしたか。

○政府委員(泉美之松君) 実は、私のほうは各税務署からそれぞれの税務署について幾らほしいという要求はとつておりませんが、国税庁で全体をまとめまして予算要求をいたしておるのであります。その数字は、四十三年度予算編成のときに要求いたしました人員増加数は千六百八十三名でございます。

○戸田菊雄君 その千六百八十三名という全員実現してゐるわけですか。

○政府委員(泉美之松君) これは予算要求の数字でございまして、予算上認められます数字は、予算書にありまして、百八名でございます。これはまだ定員法が通りませんので、定員法が通過いたしましたればそういうふうに加増する見込みであります。

○戸田菊雄君 その年間の定員要求に対して、国税庁としてはどういう査定で要求内容というものを決定してまいりますか。

○政府委員(泉美之松君) 私どものほうの仕事で一番人員の不足をつけておりますのは、実は法人税関係でございます。これは法人数が毎年約四万程度増加いたしております。そこで、法人関係の職員を所得税関係のほうから転課させたりなどいたしまして増員いたしておりますけれども、どうしても追いつけませんので、四十三年度の予算要求の際におきましては、千六百八十三名のうち、約半数の八百五十五名は法人税の職員の増加でございます。そのほか、法人数が増加いたしますと同時に、資本金額の大きい法人も増加いたしておりますので、国税局の調査官、あるいは査察官、こういった方を充てる必要がありまして、このほかに二百八十三名増加要求いたしました。それから、さらに所得税の納税者もここ十年間ほどで、まあ源泉徴収と合わせますと約倍増いたしております。申告所得税のほうだけで申し上げますと、約五割近い増加になっております。そのための所得税事務に三百三名、それから、御承知のように、最近土地の譲渡所得の件数が増加いたしておりますので、資産税事務に二百九名、これがおもな要求の内訳でございまして、そのほか税務大学校の教育の能力の拡充のために四十名とか、あるいはテレタイプの要員として十三名であるとか、あるいは国税庁の監察官の事務補助として二十名、こういった要求を合わせまして千六百八十三名に相なるわけでございまして。

○戸田菊雄君 現在、四十三年度で百八名実質的に定員化をしていくと、こういう状況でありますけれども、これは本来の要求要員数からいけばわずかに一％にもなつておりませんね。こういうことでは、やはり滞納の解消なり、いろいろなきびしい条件の中で働いてゐる職員としてはたいへんなことになつてくると思ひます。昨年私は国政調査で九州その他に行つてきたのであります。各税務署とも、いま要員は不足だということ率直に聞きました。だから、そういう問題について、私は、百八名程度では完全に現地のそういう苦しい度合いというものを解消することにはならぬ

い。また、現地から増員要求をされたそれを実現されたいと、そういう期待にこたへる数字にはなつておらない、こういうふうな考へておられますが、国税庁長官はどのように考へておられますか。

○政府委員(泉美之松君) お話の点はそのとおりでございます。実は、私もどなたもいたしましては、各税務署の仕事量が非常にふえておりますので、その事務処理を十分に円滑に処理するために、少なくとも予算要求ぐらいの定数はぜひ増加していただきたと思つておるのであります。何ぶんにも、政府全体の方針が、国家公務員の定数を減らす、五年間に三％減らす、こういう計画でありますので、そういう中で私どもの定員を増加していただくということがなかなかむずかしいような状況になつております。そのために定数が増加いたしませんので、私どものほうでは、結局やるべき仕事を切つていくということにならざるを得ない状況であります。そのために法人税の実調率など、あるいは所得税の実調率、資産税、譲渡所得税の実調率というのは年々低下せざるを得ないような傾向にあるのであります。しかし、実調率が低下いたしますと、実調を受けた納税者は充實した課税を受ける。ところが、実調を受けない納税者はその課税が十分徹底しない。そうなりますと、納税者の間の税負担に不均衡を来すことになつてゐます。これが結局税務行政に対する不信感ということになりかねませんので、私どもとしては、実調率をあまり落とさない程度に維持していききたい。そのためにはどうしても相当数の人員の増加の要求を認めていただかなければ非常に苦しい、こういう立場にあるわけであります。

○戸田菊雄君 きょうは大蔵や行管長官がおりませんから、いづれこの点は確かめてまいりたいと思つておりますけれども、それで、長官がいまおっしゃられますように、一部は業務切り捨て、あるいは人手が不足でやれないというものはほとんど切つていく、こういう状態にならざるを得ないと思ひます。しかし、この結果は滞納という状態が相当蓄積をされていく。一面は、それでは労働者に

対する労働強化というものはひどいところにいると思うのです。そういうところは早急に私は解消していくような努力を今後も長官はやっているかなければいけないと思うのでありますが、その辺の考えが一つと、それから、年間のこの超過勤務、これは予算でどのくらいで、決算でどのくらい出ておられますか、四十年年度以降。

○政府委員(泉美之松君) いまお尋ねのように、仕事の量に対して定員の増加がなかなか容易ではありませんので、最近では内部事務はできるだけ機械化したしまして、機械によって迅速に処理するということにいたしまして、人手を要する外部調査に全力を注いでやる、こういう体制に切りかえておるわけであります。それでも、先ほど申し上げましたように、人員の充実に円滑にまいりませんので、調査割合を低下せざるを得ない。調査割合があまり低下いたしますと、納税者の間に課税の不均衡を生じて問題を生ずるということで、非常に困っておるような次第でございます。

超過勤務の状況でございますが、これは予算上、国税庁の仕事は相当超勤を要する場合が多々ございます。現在局署とも年間百八十時間を認められております。予算も、たとえて申し上げますと、四十一年度では当初予算額は二十二億五千七百二十九万でございますが、補正予算の際に一億三百七十三万を追加していただき、さらに四万四千円の流用をいたしまして、支出実績が二十三億六千六百六十万という数字になっております。予算額をこくわずか余して、不用が残っておりますが、その不用の金額はほとんど言うに足らない金額しか残っておりません。全額消化いたしております。

○戸田菊雄君 これをいまの国税庁の職員の平均給与で割ると何人分ぐらいになりますか、二十三億を。
○政府委員(泉美之松君) 大ざっぱに申し上げまして、約五千円でございます。

○戸田菊雄君 五千名……。

○政府委員(泉美之松君) 人員でございますが、人員は一万一千五百一十一人全員になっておりますが、そのうち、税大の普通科の者と、それから役付職員は、超勤でなしに、管理職として管理職手当が出ておりますので、それを差し引きしますと、約四万六千人の人にそういう超勤が出るわけでありました。

○戸田菊雄君 そうしますと、この一万一千五百一十一人が総体職員数と、こういうことになりますね。そうすると、管理職は別でしょうから、それを若干除きますと、ほとんどの職員がとにかくいや応なしに超勤をやらせられると、こういう状況になっておられますね。結局私は、この要員不足からそういう現状が生み出されているのだからというように考えます。ですから、さっき申し上げましたように、早急にこれらの定員措置というものをやっつけていかなければその税務業務というものが完全に遂行できないと、こういうふうに考えるわけです。

そこで、なお具体的に聞いてまいるのでありますけれども、非常に最近税務職員の死亡率が高まっていますと私は考えるのです。一つの例でありますけれども、昭和四十年に大阪東税務署三谷さんという人、これは資産税係長、突然目まいを起して階段からころげ落ちた。で、胃かいようで手術をしたわけですが、こういったこの作業中の病発生という事故がいま各署に起きているのではないかと。あるいは富山税務署であります。矢合照明さんという方、これは昭和二十六年に差し押え物件引寄せのためにトラックの助手台に乗っていた。で、たまたまトラックがバウンドしまして、その反動で頭を強く自動車の屋根に打ちまして、それ以来ずっと何かしげがされたり視力減少、こういう症状を呈しまして、長く入院をしたわけです。その結果は昇給欠格者、こういうことで、賃金も同僚と比較して非常に低いという賃金に置かれている。五年間そういう病状で病院に入院をされたりなんかしておるわけです。

こういった事故は各署にいく数多く起きておるようです。ことに矢合照明さんという方は公衆法の適用申請をしたのでありますけれども、これが人事院の判定の結果、不適用、こういうふうになっているのでありますけれども、現在再審査請求を行なわれておると思うのであります。この内容について、その状況についてひとつ説明願いたい。

○政府委員(島田四男雄君) ただいまの御質問の矢合さんの事案でございますが、これは昭和三十三年十二月十二日の日付をもちまして人事院から判定が出ております。判定の理由の中でいろいろのことを言っておるのでございますが、この方の申し立てました趣旨というのは、ただいま御質問の中にも若干出ておると思いますが、二十五年九月のことでございますが、差し押え物件の引きあげ業務に行つて、大型トラックに乗っておりまして、各滞納者の家を巡回しておつた。ところが、たまたまその通りましたところが山間地帯で、非常に道路が悪いということで、車の動揺がかなり激しかった。そのために頭を車体につけてまして脳震盪を起し失神状態になった。それから二日ほど休んで、三日目によりやく出勤したところが、まあ嘔吐等のため途中退庁して自宅に戻りましてから意識不明になった、こういう申し立てでございます。さらに同年、昭和二十五年九月の終わりに医者に見てもらいましたところが、脳圧高進症と言われ、後に視力が著しく低下、失明のおそれありと言われまして、さらに脳腫瘍の疑いがありと言われ、金沢大学病院に入院治療し、三十年九月十五日退院したと、こういうケースでございます。これにつきまして公務上にしてもいいという訴えが人事院のほうに出てまいりまして、人事院としては災害補償委員会を開き、専門家の立場から種々検討したのでございますが、まず、この頭を車体につけたという事実について、そのときたまたま同僚の方が二名トラックに乗っておりまして、その同僚の方もそういう事実は現認しておらないということでございます。そ

れから、その方が、かりに頭をぶつけたということが事実といたしまして、はたしてそれによってそのような病気が発生したかどうかという、いわゆる外科的な外傷とその方の病気の間に認められて、相当因果関係がありとは必ずしも認められないということで公務外という判定を下したわけでありました。

○戸田菊雄君 しかし、その医師の判定によれば、明確に頭を打ったということが明らかになつた。確かにその同僚二人がおつて、それらの人たちがそういう記憶はないと、こう言っておりますが、だいたいものは強圧的と言つては語弊があるかもしれませんが、だいたいこれらの事件に対して職制からの口止めとか、そういうことがあつたと聞いているんですが、こういう事実はどうですか。
○政府委員(島田四男雄君) そのような事実は私どもは承知しておりません。
○戸田菊雄君 現地に行つて調査しましたか。
○政府委員(島田四男雄君) 私どもから担当官が出向きまして現地調査をしております。
○戸田菊雄君 それはどなたですか。
○政府委員(島田四男雄君) 確かに二名行つておると記憶しておりますが、何ぶん十年前のことでございますので、その氏名はいま少し調べませんとちょっとお答えいたしかねます。

○戸田菊雄君 もし本人が証言をするような内容であつたとすれば、当然これは公衆法を適用するこういうことになりませんか。
○政府委員(島田四男雄君) その事実だけで直ちに公務上になるかどうかということは、ちょっと私ここで責任ある御答弁はできませんが、いずれにいたしましても、こういう問題は医学的な判断が一番きめ手になるというふうに考えますので、かりにそういう事実があつたとしても、その外傷とその方の病気の間にどのような因果関係があるのかと、これは、まさに医学的な専門的な立場で判断するしかないのではないかと、かように考えます。

○戸田菊雄君 どういうケースであつてきたら人事院としては判定が一番信憑性があるとしてそういうものをもらへるのですか。

○政府委員(島四男雄君) ただいまのような矢合さんの例でございますが、このように、ある負傷をいたして、その結果発病したというケースが、一番判断がむずかしいと思ひます。そこで、私もでは、公務上にするかしないかという場合の認定基準を事務総長通達で、これは昭和二十六年でございますが、出してあります。この認定基準によりますと、ただいまのような、ある負傷による疾病が公務上であるかどうかという判断の基準として四つほど掲げてありますが、まず第一番に、そのけがをした当時全く健康であつて、何ら疾病の要因を有しなかつた者がその負傷によつて発病した場合、第二番目に、負傷した当時、疾病の要因はあつたが、発病の程度でなかつたものが、その負傷により、その要因が刺激されて発病した場合、第三番目に、負傷した当時疾病の要因があり、しかも、早晚発病の程度であつたものが、その負傷により発病の時期を著しく促進した場合、第四番目として、負傷した当時すでに発病しているものが、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合、この四つを掲げてあります。たとへばこの方の場合に、はたして負傷によつて発病したのかどうか、あるいはもとよりそういう疾病の要因があつて、こういうけがをした結果発病をするに至つたのかどうか、必ずしもこういうけがはなくてもあるいは発病したものかどうか、その辺の判断は専門的な立場で医者の意見を待つしかないと思ひます。

○戸田菊雄君 どうも官庁というのは、えてして災害発生というものは隠したがるものなんです。できるだけ上司に報告をしない、また、報告しないような一つの処置というものをとつてゐる。こういうものは官庁のしきたりとして十分考へられるのですから、私はやっぱり本人申請を土台にして、それはもう二人行つて調査したと言ひますけれども、当該署長なり、あるいは上司の方

方等にも十分徹底して、公平な調査対象を通じてこれらの問題の判断というものをしたい。かないと、実際本人は自動車に乗つてやつたことは間違いないのですけれども、われわれ聞いてる範囲では、それで、あなたのほうの調査になるという認定基準はある。しかし、いまのような認定基準から考えれば、当然本人の言つてることからいつて該当することなんです。それが不適用になつてゐるということは、どうか私は判定に、一つの何といひますか、歪曲性をもつてやられてゐるんじゃないか、こういうふうにかへるのですが、はたして御調査というものが全く完ぺきだつたというところについて自信持てますか。

○政府委員(島四男雄君) もちろんこの調査官が現地へ行きまして、それぞれのケース・バイ・ケースで詳しく関係者の意見を聞き、あるいは資料を集めて、それをもとにいたしまして災害補償委員会にかけて判断をしたわけでございます。もちろん調査漏れとか、その他現実問題はあるかと思ひますが、人事院といたしましては、できるだけ公平に、しかも、広い範囲の調査に基づいて判断をしてると、こう申し上げてよろしいかと思ひます。

○戸田菊雄君 この問題、いま再申請をされてるわけですね、現在やつてゐるのですね。ですから、もう一度やはりこの現地調査なり、あるいは当該の申請内容について本人から意見を聞くとか、もう一回この再調査をやる意思はございせんか。

○政府委員(島四男雄君) そのとおりでございます。

○戸田菊雄君 それじゃ室蘭税務署において、林勝太郎さんという人が、これは所得税係であります。この人が三十歳で実は死亡した。原因は糖尿と病といふことであるが、しかし、これは申告期間の繁忙時期に非常な無理をしてゐる、こういうことが直接原因だといふことをいわれておるのです。このことに対して、奥さんから、いわば公開口頭審理を国税庁長官に実は申請した、そういう事実がありますか、長官どうですか。

○政府委員(泉美之松君) 室蘭税務署の所得税課におりました林勝太郎君が昭和三十九年の四月三日に死亡したのであります。これにつきまして公務災害を適用すべきかどうか、人事院と御相談申し上げたのであります。人事院のほうから公務災害補償法の適用は認められないといふこととございまして、三十九年の十一月十八日に、札幌国税局で公務外として取り扱うよう指示いたしました。それに対して、残された妻から、四十一年の一月十三日に人事院に対して審査申し立てがございまして、四十一年二月一日に人事院が受理されまして、人事院のほうでは四十一年五月二十六日に公務外であるという認定を下されまして、四十一年の八月二十五日に札幌地方裁判所に訴訟が提起されておる状況にございまして。

○戸田菊雄君 人事院に持つていくと、全部そういうことで不適用という判定が多いわけですね。いままで扱つた件数と、それから、適用と不適用の件数を教えてください。

○政府委員(島四男雄君) 人事院に請求がありましてすべて公務外というような判定があるやの御質問がございまして、いままでこの種の申し立ての件数は、いまちょっと手元に資料はございせんが、おおむね二割五分から三割程度のものは公務上の判定が下されております。

○戸田菊雄君 それでは、詳細はあとで資料で提示を願ひたいと思ひますが、室蘭の場合、これは現地調査には行つたのだらうと思ひますが、業務の繁雑度合、さつき国税庁長官にも聞いたのですけれども、このとおり定員が足りないのです。足りないから、いきおい労働強化の姿がどんだん職場にいつてゐる。そういう全体の繁雑状況というやつをあなたの方のほうで詳細検討されましたか。

○政府委員(島四男雄君) もちろん私どものほうで係官が現地に参りまして、その間の事情も十分に詳細に調査してまいつております。そのこまかいことは申し上げませんが、この方についておもしろい理由で公務外としたわけにございまして、一つは、この方の訴えは、この方の奥さんから申し立てがなつたわけにございまして、三十九年の三月の終わりにいふと、ちょうど税務署では一番繁忙期であることは間違ひございせんが、その時期に糖尿病と診断され、入院して間もなく死亡されたわけにございまして。はたしてこの方の従事いたしました公務の過重によつて病状が悪化したものか、それとも、もともとこの方の身体的要因がしがらしめて、公務といふものはたまたま副次的な誘因として作用したものでございまして、ところが、これは詳細に調べてまいりました。ところが、まず、この発病そのものについては本人の要因が主たる原因であるといふことが一つの理由にございまして、もう一つの理由にいたしましては、公務の過重により病状が急速に悪化したものかどうかという点につきましても、必ずしもそういうやうな判断はいたしかねる。診療の機会も十分あつたにもかかわらず、診療もしてないといふことでございまして、この方の糖尿病の増悪と公務との間の因果関係というものは認めることはできない、こういう二つの理由で、本件は公務外という判定を下したものでございまして。

○戸田菊雄君 長官にお尋ねをしますけれども、東京管内の各署のいま死亡率はどのくらいにございせんか。四十年以降でけつこうですか。

○政府委員(泉美之松君) 東京国税局管内の職員数は、大体四十年が一万一千九百八十一人でありまして、そのうち、四十年中に死亡いたしました

た者が十七名、四十一年度は人員が若干増加した
しまして、一万二千三百六十七名でございます。
死亡いたしました者が十九名、四十二年度は人員
がまた増加いたしました一万二千八百七名になっ
ております。そのうち死亡いたしました者が十二
名、こうなっております。

○戸田菊雄君 東京各署の死亡率というものが非
常に多くなっているというのですが、いま発表に
なつたように、〇・一〇程度あるのです。それ
では、国税庁の現在の罹病率、これはどういふ
うになつておりますか。病名のおもなるものもあ
げていただきたいと思うのですが、これはどうで
すか。

○政府委員(泉美之松君) 病状は、私どものほう
は、これは人事院の指導のもとに、程度に応じま
してA、B、C、Dといったような指導区分に基
づいて、疾患に応じてその処理をいたしております。
まず、A、B、Cの指導区分のものについて
申し上げますと、先ほど申し上げましたように、
全体の人員約五万一千人に比べて、A、B、
Cのものが千五百二十三名、三・一〇の数字にの
ぼっております。そのうち、呼吸器系の結核関係
の人員が一番多いのでございまして、これが六百
九名、一・二〇、それから、その次に消化器系疾
患で五百五十六名、〇・三〇、その次に高血圧症、こ
れが百三十名で、〇・三〇、それから精神病疾患が
九十五名で、〇・二〇、糖尿病が三名で、これは
パーセンテージにはほとんどのぼつてこない。そ
れから、その他循環器系疾患が九十九名、それか
ら呼吸器系以外の結核が二十六名、その他の疾患
が三百五十六名、こうなっております。

○戸田菊雄君 いま発表されましたように、非常
に最近呼吸器関係の結核が六百九名も実は出て、
一・二〇、こういうことになっておるのですが、
結核、ノイローゼ、あるいは糖尿病、高血圧、胃
病、心筋梗塞、こういう病名が最近この職員の中
に相当出てきておると、こういうことですが、こ
れはやはり健康管理上何か欠陥があるんじゃない
かと思うのですが、どうですか。

それから、もう一つは、やはりこういうところ
に職員の労働強化というものが相当いつているん
ではないかと思うのですが、これはどうですか。

○政府委員(泉美之松君) 私どものほうでは、最
近特にそういう病人がふえたというのではなし
に、むしろ戦後非常に混乱しておりました当時、
これは国民全体が栄養がなかなか十分とれなかつ
た時代があつたわけでありまして、あの当時が一
番ひどく、その当時は結核患者の数が全庁中で
一番多かったような時代があつたわけございま
す。その後は、だんだんと健康管理に意を用いて
まいりまして、最近はこの呼吸器系結核患者の数
にいたしまして、他の省庁に比べてみますと、
私どものほうが特に多いというわけではなしに、国
税庁よりも罹病率の多い官庁がまだ相当ほかにあ
るという状況にまで実は最近改善されてきてお
るように思つております。しかし、それでも、先
ほど申し上げましたように、呼吸器系のA、B、
Cの区分のものが六百九名おりますし、さらにD
1、D2を加えますと、それが呼吸器系結核患者
だけで二千六百四十名にもなる、こういった状況
でございまして、職員全体の五・三〇、D2ま
でがそういう状況にありますので、そういうこと
は、結局A、B、Cは六百九名だけれども、D1、
D2が二千三十一名いるということございま
すので、かつてそういう病気を患つて、現在はだんだ
んよくなりつつありますけれども、なお過去に結
核病をわずらつたという形跡を残しておるものが
非常に多い、こういうことございまして、そ
ういった職員がもし過労におちいりますと、また
再発という危険がなにもあらずでございま
す。そういう意味で、私どもとしましては、十分
職員の健康管理に気をつけておるところでござい
ます。

なお、最近の病気の傾向といつたしましては、これ
は一般的にもそうございまして、呼吸器系結
核のほうは、だんだんといま申し上げましたように、
人数はむしろ減つてきつたものであります。最近
は高血圧、あるいは消化器系、あるいは精神

病疾患、いわゆるノイローゼのこういった病人が
非常にふえていく傾向にございます。先ほども申
し上げましたように、A、B、Cだけで申し上げ
ますと、高血圧患者は百三十名でございます。こ
れども、これにD3までを加えますと四千二百三十
六名、全職員の八・五〇といった数字にまで達す
るのでございます。それはまあ健康管理に意を用
いておりましたために早期発見ができておるせいも
ありますけれども、いづれにしましても、D3ま
での人がそれだけおるといふことは、健康管理に
今後よほど注意しなければならぬ事態である、こ
のように思つております。

○戸田菊雄君 結核患者が多いというのは、相対
的にわれわれは判断するの、やっぱり疲労がそ
の根源じゃないかというふうに考える。休養不十
分であるといふところにそういう病気が発生して
くるのではないかと思ふのですが、こういう点に
ついて、特段のやはり今後健康管理というものを
強めていっていただかなければいけないんじゃない
か。それから、女子職員は全体でどのくらい
おられますか。

○政府委員(泉美之松君) 女子職員は、五万一千
の職員のうち、五千九百九十五人でございます。
そのうち、六五〇、三千八百九十六人が既婚者で
ございまして、残りの二千九十九人が未婚者でござ
います。

○戸田菊雄君 生体の消化やはいはどうかになってい
ますか。

○政府委員(泉美之松君) 生体休暇につきまして
は、実は全職員を対象として毎年調べるようなこ
とはいたしておらないのでございますが、昭和四
十一年につきましてサンプル調査をいたしました
とて、その結果を申し上げますと、生体休暇は大体
としておりまして、月に一・九日としておりま
す。これは許されておりますのが月に二日という
ことになっておりますが、ほとんどがとつておる
といつてよろしいかと思ひます。

○戸田菊雄君 だいたい生体消化については上司の
圧力がかかっているような話を聞くのですが、そ

ういう実態はございませんか。

○政府委員(泉美之松君) 私も国税庁の労働組合
の方からそういう話を聞くのであります。しか
し、まあむしろ女子職員のほうから恥づかしくて
言にくいというふうなことがあるいはあるかも
しれませんけれども、上司のほうで押さえるとい
うようなことは一切いたしておらないはずでござ
います。ただ、あるとき私注意したことがあるの
ですが、若い女子職員に係長がちょっとからかつ
たようなことがあつたようございまして、そのた
めに生体休暇を非常にとりづらかつたというよう
な訴えが私のところまでまいつておりました。そ
ういふことから、上司の者は、そういう若い女子職
員は非常にそういう生体休暇についてなかなか恥
づかしい思いをしなからうととしておるのだか
ら、いやしくも上司たる者はそういうからかうこ
とは一切してはならぬといふことを言い聞かせた
事例があります。全然事例がないとは申し上げか
ねますけれども、そういう点は十分注意をいたし
ておるつもりでございまして。

○戸田菊雄君 その具体的な事例は幾らもあるの
ですが、税務署関係もあるから、きょうは言いま
せんけれども、問題は、非常に申告時期や繁忙時
期になりますと、たとえば既婚者の方が妊娠をし
て子供を生む、そういう者に対して、ある上司
は、繁忙時期に子供を生んじやいけないとか、そ
ういふふうなところまで関与している、実際。こ
れはもうそじやないのです。そういうことにな
れば、これはまさしく私は基本的な人権の問題、そ
ういふ干渉というものが職場の中に相当数あるこ
とを私は知っており、記憶しておるわけでありま
すが、十分ひとつ長官、そういう内容について調
査を願つて、それで検討されて改善策をこれは具
体的にやつてもらわなければいけないと思ひま
す。その点はひとつ要望しておきたいと思ひま
す。だいたいいま徴税体制の問題で国民のひ
んしゅをかうような問題が数多くあるようでありま
す。ある税務署長は、行つたら必ず増差額を持

ていい、何か割り当てたようになって職員に對して強制をされている、こういう内容があるようであります。そういうことはまさしく私は不当なことだと思ふですね。やはり定められた法律に従つて職員は行動するのあたりまえであつて、その領域を越えて——それは確かに世の中には例外として脱税や滞納を意圖的にやっている人もあるであらう。しかし、そういうのを、また、国民に對する見方として、納税者と見たら、しつこく、一回失敗しても、二回目に行つたら必ず何かを発見して来い、こういうことを言っているというのです。そういうことで国民を見、納税者を対象としていたのでは、納税者と税務署との相互の間がますます感情的になり、業務遂行上思わしくないと思ふんです。そういう事実を長官は聞いたり、あるいは聞いた場合に何かの対策をとつたことがありますか。

○政府委員(泉美之松君) そういった点につきましては、会合の席などでよく承ることがございまして、確かに税務署員としましては、仕事をしたという実績が表にあらわれてくるのは、たとえば徴税職員であれば、その調査によつて納税増差税額が出てきたということが一つの仕事をやつたという結果になることになりがちであるのでありますから、どうしても職員の間にも、そういうことで増差税額を多く出そうという傾向があり、また、そういうお話のようなことを言う管理者はいないと思ひますけれども、しかし、とかくそういうことにおちいりがちでございまして、私どものほうとしましては、増差税額についてはあまり重点を置いてはいかない。そして、むしろ納税者に協力を求めて、納税者がみずから正しい申告納税をすることによつて初めて税務行政はよくなつてまいらうと思ひますから、そういう納税者の協力を得るような方向に仕事を持っていくということで指導いたしております。ただ、御承知のとおり、査察であるとか、あるいは特別調査ということになりますと、これは初めから脱税を意圖している者には刑事訴追まで求めるということをやつておりますが、これは結果的に増差税額が出てくるというところは、これは当然でございまして、そのほかの場合には、できるだけ納税者を指導して、そしていい自主申告が出てくるように、こういう気持ちで仕事をやっていくようにと指導をいたしているものでございます。ただ、この考え方が、なかなか第一線になりますと、仕事の成績をあげた、その増差税額が幾ら出たからだということになりがちでございまして、私どものほうとしては、従来は四半期ごとに増差税額の統計を出させたりなどいたしておりましたが、そういうことをいたしますと、つい上からそういう指示をする形が出てまいりまして、そういう増差税額の報告は年一回だけにとどめて、四半期ごとに報告することはやめる、こういうふうな措置まで講じて、できるだけそういう増差税額を多くするということの競争が起きないように配意いたしているつもりでございまして。

○戸田菊雄君 現地の職員は、私は、やはり上から言つての方針がおろされるから一生懸命やろうということ、その辺は善意だと思ふ。しかし、それが受ける側の納税者側にとつてみれば、全くどうも扱いがどうかにされていくという印象が非常に強いと思ふ。たとえばある床屋ですけれども、床屋さんに税務署員が、いわば税務署員でないふりをして床屋さんにかつた、朝早く、床屋さんが終わりました、料金を払うときに五千円やつたということですね。当然金庫をあけておつたをやらないで、ところが、それを見はからつて査察員が三名ほどぼつと入つて金庫を点検した、こういう具体的な事実であるわけですから、一体そこまで納税者に対してやる必要があるのかどうか、あるいは増差税額の問題で、何か拾つていい、こつと言われるものであるから、何にもなくてもしようがないから、石油ストーブまで押収してきたという。一体そういうことまでやって弱者をいじめるといふ、これは現地にいる職員の立場からいけば、当然そういうところへ追い込まれていると思ふ。それはもう各種通達を出して

いる。国税庁から納税事務の、何といひますか、協力要請文であるとか、あるいは部内にもいろいろな通達がいつているが、そういう通達の出し方について、私はもつとやはり考えていくときじゃないか。確かに一面においては例外として脱税と、そういうことについては私はたくさん知つております。そういうものを摘発したり、あるいは適切に法に基づいて処理するということはあります。ありますけれども、一面においてそういう無理押し徴収体制というものがやられる、こういうことでは、私は、ほんとうに国税庁がいろいろ考え、また、自主申告に基づいて、法のもとに平等、そういうことで納税意識を高揚しよう、こういうものと大かた現在やつておられることと違つて、そういう事実行為について、長官、どうですか。

○政府委員(泉美之松君) お話をお聞きしまして、私どもの承知いたしているところではそれほどひどいことはないように思つておりますが、おそらく非常にひどいケースがお耳に達したのかと思ふのでございまして。しかし、いかにひどいケースにいたしましても、納税者の人権を侵害するおそれがあるとか、あるいは納税者に非常に悪感情を持たれて、そのあとの納税状況が悪くなる、こういったようなことは、結局税務行政全体のためにマイナスになりますので、そういうことは、非常に脱税をいたしているものは、これはまた格別でありますけれども、そうでない普通の中小企業者の場合には、できるだけ指導によつて申告の成績が向上するように持つていくべきものだ、このように思つております。

なお、いま理髪店で金庫を押えたというふうなお話でございまして、これはいわゆる現況調査というのがございまして、ある日現在におきまして現金を確認いたしまして、そこからその人のついている帳簿についてさかのぼつて調べていく、それによつて帳簿の記載が正しく行なわれているかどうかということを確認する一つの手段として現

況調査というのがございまして、おそらくそれの一つではなかつたかと思ふのでございまして。

○戸田菊雄君 いま私が申し上げたようなことでもいいのですか。不意打ちに金庫をあけたところをねらつて押えつくる……。

○政府委員(泉美之松君) あけたところをねらうというのはいささかあれでございまして、営業を開始いたしまして、そしてある時間たつたところで、その日の取引が幾らであつて、現金が幾ら入つていくかどうか、こういう現況調査をすることはまづございまして。しかし、これは金庫をあけさせてすぐそこを押えろといったようなものでございまして、店へ行つて、いまの現金収入が幾らになつていくかというのを聞くというやり方でやつておるはずでございまして。いづれにいたしましても、繰り返して申し上げることにいたしますけれども、脱税を大きくいたしておるもの以外の普通の納税者の場合には、できるだけ納税者の協力を得て申告納税の成績がうまくなるような方向に持つていくべきものでございまして。そういう方向で今後とも努力いたしたい、こう思つております。

○戸田菊雄君 いろいろ具体的なケースはたくさんございましてけれども、これはぜひひとつ長官のほうでも真剣に取り組んで、現地職員の指導といひますか、一つの善導ですね、少なくとも、やつていく行為がすべて国民の反響を食つていくというふうなことは、苦しいのはやっぱり現地で働いている第一線の職員です。ですから、そういう問題については非常に重要な問題ですから、長官のほうとしても、そういう事態についてはぜひひとつ調査をして、そういう事態については善処をしていただきたいと思います。

それから、もう一つは、配置転換が一体どのように行なわれているのか、その内容について説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(泉美之松君) 国税庁におきましては、大体毎年七月一日を期しまして、いわゆる指定官職と申しておりますが、税務署の署長、副署

長、それから国税局の課長につきまして定期的に異動を実施いたしております。これは一つには、いづれ参議院のほうにもお願いすることになると思いますが、税務署が毎年若干設置されたり廃止されるものがある。そういうことで、新しく設置される場合には新しく税務署長を任命する。従来あった税務署を廃止する場合には、その署長なり課長を他のほうへ転任させる、こういう必要がございますし、そのほかに、毎年の予算で、課長、あるいは係長、専門官の数が若干ふえてまいりますので、それに応ずる異動を行なう必要がございます。また、一般の職員につきましては、税務の仕事の性質上、あまり長く同じ職場に勤務しておるといふことは、なかなか仕事の遂行上、いろいろ問題も起きますので、そう長く同じ場所には勤務させないということから、まあ三年、あるいは四年ないし五年ぐらいで転動すると、こういったことをいたしております。そのために、たとえば昨年の七月から七月末ごろまでの間の定期異動の状況を申し上げますと、異動総数が一万三千三百四十七人となっております、約二九%の職員が異動いたしておりますことになっております。

○戸田菊雄君 ただいま四十二年の異動が一萬三千三百四十七人、二九%、約三〇%に近いわけですね。この四十年の定期異動状況を見ますと、東京は当時九千七百八十七人、それが三千七十七人、三〇・八%、関東が三千八百八十七人中、九百二十七人、二二・八%、大阪が七千三百三十三人のうち、二千八百二十二人、二九・二%、札幌が千八百五十八人、六二・七%、三二・八%、仙台が二千六百十八人で、五百九十六人、二二・八%、大体二〇%をオーバーした定期異動というものが行なわれていく。こういうふうには大量異動をやられるのは、一つは税務行政という特殊性からくるのだらうと思えますけれども、それはそれとして、この配置転換のときに職員に対する内示というものはやっているのかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員(泉美之松君) この異動のときにおきましては、離島へ行くような場合は内示をいたしておりますが、原則として内示をいたしてありません。○戸田菊雄君 まあ確かに一般の公務員の場合には、各労働者には団結権しかないですから、団体交渉権、団体行動権というものはございせんから、それは一応法律上は一方的にやれるようになっておりますけれども、しかし、ILO条約の勧告、この精神からいけば、明確に、労働者の異動等については、労働条件、いわば団体交渉の対象事項だと思ふのです。ですから、そういう問題について、それぞれ労働者には生活設計があるわけですから、家族もおれば子供さんもおる、本人のこともそうです。だから、少なくとも、いまの近代社会状況下においては、本人に言つて意見を聞くくらいは姿があつてもいいのじゃないかと思うのですが、これはどうですか、長官。

○政府委員(泉美之松君) この点につきましては、労働組合のほうから内示をいろいろ要求されておるのでございします。一つには、いま申し上げましたように、異動対象人員が相当多いものでございしますので、技術的ななか内示ということが非常にできにくいという事情にございします。それと、一つは、私どものほうでは、毎年そういう異動を行ないます関係上、職員から身上申告書というのを四月に入りますとすぐ徴収いたしまして、そうしていま職員の家族の状況、あるいは病人がいるかいないか、あるいはその職員はどういう方向に異動を希望しているか、あるいはその署にとどまりたいと思つておられるか、異動するとすればどの方向へ異動を希望しておられるか、どの署が希望なのか、こういうこと、あるいは仕事をかわりたい気持ちがあるのかどうか、その課を、たとえば徴収から所得にかわりたい、あるいは所得から法人にかわりたい、こういった希望があるかどうか、こういったことを全部申告書を出させまして、その身上申告書を見ながら異動を組むわけであります。もともと、税務署にはいろいろ格がございまして、御承知かと思いますが、やはり職員はいい格の税務署へ行きたいし、また、仕事も、

○政府委員(泉美之松君) 国税庁の職員の平均給与は四万五千円程度でございまして、これは御承知かと思いますが、国税庁の職員は、大部分の者が税務職の俸給表の適用を受けております。その等級によりまして若干違ひますけれども、おおむね税務一等級、二等級は税務署長、あるいは副署長でございします。課長以下の税務三等級から七等

級までの平均でいきますと、一般職の職員に比べまして約五千円、正確に申し上げますと四千九百七十円程度給与がいいことになっております。

それから、昇級ストップというお話でございますが、先ほど申し上げましたように、税務職の場合におきましては、一等級、二等級は署長または副署長、それから三等級が課長、課長補佐、あるいは専門職の上の者、四等級が専門職、係長といったポストになっております。したがって、税務職四等級になりますためには、一般職員ではなれないことになっております。少なくとも、税務署の調査主任、あるいは税務署主任という制度がございますが、そういったものに任命されておられないと税務職の四等級にはなれないということでございます。

また、税務の事務に勤務いたしまして一定年数がある、五等級の職に一定年限以上おれば四等級に昇格する資格があるということになっておりますが、これはいわば最低の資格でございます。そのほかに、いま申し上げましたような職務についておるといふこと、同時に、勤務の成績が優秀で、四等級に昇格させることが適当である、こういう者が四等級になれる、こういう仕組みになっておるのでございます。したがって、特に昇給ストップをいたしておるといふことではございませんが、ただ、たとえば現在五等級で、四等級になれるかどうかという人の問題で考えてみますと、調査主任、あるいは税務署主任の資格を持つておる者につきましては、大体三千人ほどありますので、私どものほうの考えでは、この程度のものは本年度中には四等級に昇格できる、このように思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、一般職員の者は四等級になかなか昇格できません。したがって、そういう者としてしましては、約男子職員で九百名、女子職員で千九百名、合わせて二千八百名ばかりの者は一般職員であり、また四等級に昇格できにくい。まあ今後税務署主任、あるいは調査主任のポストがふえまうとそういった者が昇格できる、こういうことに

なってくるわけでありまして、私どもは年々人事院等にお願ひしまして、そういったポストを増加していただくようにいたしておるわけでございます。

それから、三等級になりますと、先ほど申し上げましたように、係長のままでは三等級になれませんので、三等級は原則として課長、または私どもが専門官と申しておりますが、局の実査官、あるいは調査官、査察官、税務署の調査官、徴収官、こういった専門官職の場合に初めて三等級になれるわけでありまして、これにつきましては、まあだんだん上にいくに従ってポストの数がそうふえまうと、現在のところ、まあ約四千九百名ほど、そういうポストにおる者がございますけれども、そのうち、三等級に本年中に昇格できる見込みの者は約千七百名になっております。

○戸田菊雄君 結局私の調査によりますと、現在の昇格ストップになっておる対象人員は二人に一人という割合になっておると思う、極端だと思ふのですけれどもね。これは四十一年ですけれども、そういうことになっておると思うのです。そういうところから非常に内部的に不平不満というものが多くいふですね。ですから、私は制度的に欠陥があるのではないかと、もちろん、いまの賃金体系というものは職務給の様式だと思ふすけれども、その中でも、この等級の位置づけ等について再検討の意はないだろうか、その辺が一つ。これはもう人事院の局長にも考えてもらいたいのですけれども、一体人事院ではそういう国税庁の賃金体系について検討されたときがあるのかどうか、あるとすれば、一体どういうところに欠陥があるのか、その辺をひとつ説明していただきたいと思ふのですが、私の調査ですと膨大にこの数がのぼつておる、こういう不公平なやり方ではないかと思ふ。

それから、もう一つは、少なくとも、国税庁職員は、この業務の特殊性からいって、一般公務員より二五%突は高かった。ところが、現在は一二%で、落ちていくと思ふのです。一般公務員

だつてこれは高いことではないのですよ。いま国税長官の発表じゃ四万五千程度と、こういうことを言つておるわけですから、四万五千の年間収入がどのくらいかといつたら、これは五十四万何千がしです。各手当を入れたら七、八十万がしです。免税点には近いと、そういう非常に低賃金でやつておる、こういう状態ですから、そういう問題について、人事院等では、おそらく一般公務員の賃金勧告が近くなされる。いま人事院でも検討されていると思うんですが、そういう内容について検討されているのかどうか、ひとつ説明をお願いしたい。

○政府委員(岡田勝二君) 現在の税務職俸給表の状況、その具体的な国税庁における適用状況は先ほど長官が述べたのとおりでございます。この一等級から七等級までをどういふふうにするか、これは人事院といいたしましては、毎年各省庁におきまして、それぞれの俸給表の等級別定数について御相談があるわけでございます。その御相談に基づきまして、そのお話を承りまして毎年若干ずつ改定していただいております。まあ等級内の定数はそのようにして毎年決定いたしておるところでございます。ところで、税務職俸給表について今後どのように考えるのかというお話でございますが、御指摘のような税務職特有の問題もござい

ますし、また、われわれといひましては、他に十幾つの数多くの俸給表を持つておるわけでございしますが、これら全体を総じて申しますと、いまのああいふ俸給表体系になりましたのが三十二年でございます。自來すでに十一年経過しておりますので、いろいろな問題をそれぞれの俸給表に、はらみつめるわけでありまして、それぞれの俸給表につきましましては、諸外国のこういう公務員の給与体系、そういうものも常時人事院で調査研究もいたしております。そういう調査結果なども念頭に置きつつ、毎年の給与の勧告時期がくるわけ

でございますが、その間におきまして公務員給与の実態も調べ、かつは、同時に、民間給与、一般企業等の民間給与も調べて、その辺を見合はせて給与のレベルを考え、また、先ほど申しました、一体、給与表の体系としていかにあるべきかというのを絶えず検討しておる次第でございます。で、今年の公務員給与についての報告、それに就いての勧告が具体的にどうなるかということとは、現在公務員給与、それから民間給与を調査中でございます。その辺の集計を待ちまして、また、別途外国制度等を頭に置いてものを考えて、いずれ夏ごろになって最終結論が出る、こういう段階でございまして、まだこの四月に入りましてばかりの段階でそういった人事院の給与調査、あるいは勧告の内容をどういふふうにするというふうなことを申し上げる時点には現在ございせん。

○戸田菊雄君 あなたの答弁ですと、改定をしたと言ふんですけれども、改定した結果は、当初出発点においては一般公務員より二五%高かったと言ふんです。私は、現行は、私の調査ですと二%と下がっている。したがって、そういうものが、改定ではなくて、改悪されているんじゃないですか、この点が一つなんです。それから、もう一つは、具体的に公務員の勧告をするわけですから、賃金の、公務員のですね。そういうところから、国税庁の給与体系の問題なり、それから官庁のアップの勧告の問題なり、こういうものが検討されておるかどうかということなんです。

○政府委員(岡田勝二君) 行政職俸給表のことと税務職俸給表との格差、この問題は、正確なパーセントはちょっと私も所管外に属しますので記憶していませんが、そういう御指摘のような問題があるということは承知しております。なお、格差の問題につきましては、先般も御質問がありまして、給与局長からもお答え申し上げておりましたところでございます。そういう問題は、勧告する前には、例をいたしまして、それぞれの組合からいろいろな御要求がありますし、また、人

事管理をあずかっておられる側からもいろいろ御要望が出てくるわけで、その中には、むしろ国税庁からも職務給表につきまわりのいろいろなお話が出てまいるわけでございます。そういったものを総合勘案して勧告のときに最終的に判断する、こういうことにいたしておる次第でございます。

○戸田菊雄君 一つは、長官にお尋ねをしますけれども、今後のこの昇格ストップの解消見通しですね。これはどういふふうにお考えになつてゐるのか。それから、人事院関係では、給与体系がこれは三十二年以降職務給を採用されて、当初の出発は二五%格差というところで出発したわけです。現行は私の調査では一%下がつてゐる。このまま推移するならばもつと下がつていくと思つてゐる。そういうことになれば、国税庁の労働者の賃金というものはそのくらい冷遇されてゐるということに通ずると思つてゐる。だから、人事院関係としては、当然いまこれらの問題について検討されていなければならぬと思つてゐる。これは単にいまおっしゃられたのは、組合とか、そういう要求は出てゐる、何か検討の下資料ぐらゐは出ているけれども、取り上げるのか取り上げないのかという点についてはここで触れておらないのですが、そういう問題について今回は検討していき、気がまえるというものがあつたのか、その辺をひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(奥美之松君) 先ほど申し上げましたように、私どものほうでは、人事院の規則に定められておる年月勤務の仕事をやつてゐるから昇格の資格があるというわけにはまいりません。で、やはり官職と同時に、その等級別定員のほうがないとなかなか昇格はできないわけでございます。そこで、先ほど申し上げましたように、私どものほうでは、最初高等学校を卒業いたしました、税務大学普通科へ通りますときには、行政職の八の二号で採用するわけでありまして、一年教育いたしました税務職の七の二号に任命いたしました。その後七等級から六等級、六等級から五等級へま

いりますときには、大体所定の年数だけでそのまゝ昇格いたしてまいります。ただ、先ほど申し上げましたように、五等級から四等級になりますときには、調査主任、あるいは税務署主任というポストについておらないと、いわゆる平の職員のみまでは四等級に昇格できない、こういうことになつておりますので、したがつて、できるだけそういう調査主任なり署主任の定数を確保することによつて五等級から四等級に昇格し得る人員をふやしていくことになるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、現在調査主任、あるいは署主任になつております者は、大体本年中には四等級に昇格できると思つております。

ただ、先ほど申し上げましたように、一般職員のまま残つてゐるものがまだ男子職員で九百名、女子職員で千九百名ありますが、これは調査主任なり署主任のポストがふえてまいりませんと、あるいは異動によつてそのポストがあくのではないとなかなか解消しない、こういうことになるわけでありまして、しかし、従来の実績から見ますと、大体四等級になれる者は年々三千名をこえておりまして、ことにまあ勤務年数からいまして四等級になれるというか、四等級にする必要の多かったのは実は昨年なのでございます。現在それだけ勤務年数のたつてゐる者は、昨年四千八百人ほど四等級にいたしました。本年は、むしろ四等級になれる資格のある者は全員四等級になれる。ただ、先ほど申し上げました一般職員だけがなれない、このポストが回転することによつて、そういう取り残された一般職員が調査主任、あるいは署主任に任命されることによつて昇格できる、こういうことにならうかと思ひます。

それから、三等級のほうになりますと、これは先ほど申し上げましたように、課長、課長補佐、あるいは事務監査官、調査官、徴収官、査察官、こういった人たちでございまして、このポストはなかなかそう簡単にふえませんが、したがつて、先ほど申し上げましたように、四千九百人のうちで、本年昇格できるのは千七百名。これは

ひとつ御理解いただきたいのは、実は国税庁の職員は、戦後昭和二十二年から二十四年度にかけまして、約三年間ほどの間に、それまで徴収事務は市町村がやつてくれておつたのでありますが、地方自治で、市町村は国の税金の徴収事務をしないことになりました。そのために国税庁で全部徴収するということになりました。同時に、昭和二十二年に、所得税、法人税、相続税につきまして申告納税制度が導入されました。そのときに急に定員がふえまして、その約三年間に二万八千人の職員を採用いたしております。その職員がだいたい二万四千名余りおるわけでございます。その職員がちょうどいま四等級から三等級のところ非常に多数おることになるわけでございます。その関係で、四等級にするのに非常に毎年苦勞しながら四等級にし、今後はおそろしく三等級にするのに非常に骨が折れる事態が生じてくるのではないかと

いふふう感じておるわけでありまして、そういうことに對しまして、先ほど申し上げましたように、従来、税務署の機構は、署長、課長、係長、一般職員というものであつたのでありますが、本来、税務の仕事は、そういう組織も必要でございますけれども、一人一人の職員が納税者と接し、そしてその調査をし、あるいは徴収をするというものでありますので、専門的な仕事としては専門職に該当することになります。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、調査官、徴収官、査察官、あるいは特殊な職務でありますけれども、査察官、こういった形の任命を行ないまして、それによつて上級に昇格しやすいような制度にいたしておる次第でございます。

○政府委員(岡田勝二君) 行(一)の俸給表と職務俸給表との給与格差のお話でございますが、これにつきましては、御指摘もございまして、また、いづれ夏が近づいてまいりますれば組合からもいろいろお話もありましようが、また、各省庁のほうからもお話が出てまいります。その中で、いづれ国税庁からもこのお話が出てくることだろうと思

いますが、そういう出てまいりました問題、あるいは人事院自身で各俸給表を運用しております間にみずから発見したいろいろな問題点もあるわけでございます。そういう問題を洗いざらい持ち上げて、で、片や、先ほど申しました、現在行なつております公務員給与の実態と民間給与の実態、その辺をにらみつつ、そして一般行(一)と職務給表との格差をどの辺に持つていくのが最も適當であるかということはその後の段階で判断するわけでございます。で、必要があると思へればそれが勧告の中にあつてまいりましようというところでございまして、問題点の所在は、この給与勧告をするにあたりまして、最終的にそれが勧告に出てくるかどうかは別といたしまして、現在の時点ではそういう問題点を洗いざらい検討しつつある、こういう段階でございます。

○戸田菊雄君 どうもその答弁を聞いてみると、すべて受動的で、積極性が全然ないのです。人事院の性格からいって、もつと私は積極的にそういう問題について検討していいんじゃないかと思つてゐる。いまのあれですと、そういうケースもあるでしょう、組合からいろいろ要請される、各団体から要請をされると、そういうケースもあることはあるでしょうが、人事院の性格からいって、私は、少なくとも、労働者からストライキ権を剝奪をして、そういう代償として人事院が発足したのであるから、それは当然労働者なり、そういう働く労働者の立場に立つて人事院というものは生活改善策というものをとつていかなくちやいけないのだと思つてゐる。いまの話ですと、実際出てこなければ検討の対象にもならないというふうな答弁ですね。だから、もう少し人事院としての機能を發揮していく、もつと積極的に、これはいま一般公務員を見たつて、あるいは公共企業体の労働者を見たつて民間を見たつて、これは満足だなんて言う者はない。だから、そういう中でも、ことさら国税庁のいまの職員というものは、大体三十二年以降というのは不当な扱いを受けておると思つてゐる。私の検討した範囲内では、だから言

うのであって、そういうものを積極的に取り上げてやる意思はあるのですか、その点はどうですか。

○政府委員(岡田勝二君) 御指摘の、検討する意思があるかという御質問が、こゝし勧告するといふ場合には、勧告の内容に必ず盛り込むかといふふうな御趣旨でありますれば、それにつきましては……

○戸田菊雄君 そうじゃないのです。積極的に検討する意思があるか、こゝ言っているのです。何もその勧告まで言っていない。

○政府委員(岡田勝二君) お話のような筋でございますれば、先ほど私も、何も組合なり各省庁から要求があったものについてだけ検討していくと申し上げたわけではございません。それとともに、人事院みずからが各係給表の運用をいたしてあります間にも、発見した問題点というものも検討するということを申し上げたわけでございますが、そういう意味におきまして検討をいたすということで、決して受け身一本やりでこの仕事をやっていくというつもりでは私どももございません。

○戸田菊雄君 じゃ、その検討するということ、積極的とは言わないけれども、検討いたしますと、こゝういふことで確認していいわけですね。

○政府委員(岡田勝二君) けつこうでございます。

○戸田菊雄君 最近、徴税体制に、いわゆる電子計算機徴税体制というものを積極的に進めていく、各種機械化をはかっている、こゝういふことで国税庁が方向を定めているようですが、そうですか。

○政府委員(泉美之松君) 電子計算機徴税体制とおっしゃいましたが、私どものほうで電子計算機を利用いたしましてやっている仕事は、先ほど申し上げましたように、内部事務をできるだけ迅速に処理して、人手は、できるだけ人間でないといふふうな外部調査に向けていく、こゝういふ点からいたしまして、内部事務、たとえば俸給の計算、

源泉徴収税額の差し引きの計算、こゝういったものはこの会社でもやっているとありますが、電子計算機でやるようにいたしております。まだ電子計算機は東京にしかございませんので、東京国税庁及び東京国税局、関東信越国税局の、東京に近いほうだけしかまだ実施してありません。いづれ本年の十月になりますと大阪に電子計算センターができますが、そういたしますと、今度は大阪局、名古屋局などまでこゝういふことで給与の計算は電子計算機でやる。それから、もう一つは実施いたしておりますのは、法人税の調査をいたしましたあと、法人税の税額を算出する計算過程でございます。これは一定の数字を導入いたしますと、電子計算機が自分で計算いたしまして、納税者に通知する要納税額の計算、プリントまで全部電子計算機でできることになっております。これを開発いたしまして、現在これも東京国税局の調査部と、それから、法人税については、市内の税務署、それから、関東信越の東京に近い税務署、これがいまこゝういふことをやっております。それから、そのほかに、法人の統計につきましては、これはもう電子計算機で全部処理することにしたしております。さらに、今後開発予定のものとしたしましては、所得税の税額計算なども電子計算機でやるようにしていきたい、こゝう思っておりますし、さらに、できますれば債権管理、つまりある納税者について幾らの納税所要額があつて、幾ら税金が納められて、幾ら滞納になっているか、こゝういふことを電子計算機によりまして債権管理をしていく、こゝういふこともやっております。また、こゝういふこともやっております。何ぶんにも税法が相当複雑なものでございますので、電子計算機を利用して計算させるにつきましても、かなり手数がかるのでございます。しかし、将来の方向といたしましては、電子計算機を十分利用いたしまして、内部事務はできるだけ人手を加えないようにしていきたい、こゝう思っている次第でございます。

○戸田菊雄君 いまの話ですと、東京近辺だけは実施をしているというふうな何だったのですけれども、大阪でも実施をしたと思ひますと、そのことによつて大阪では百名程度降格しているんです。こゝういふことになると、さつき国税庁長官が、今後昇格ストップはできるだけ解消していきたい、こゝういふことで年度別に具体的に数字をあげられたんですけれども、どうも電子計算機導入体制によつて、逆にこゝういふものが阻害をされていくんじゃないか、こゝういふ心配が一つござい

ます。それから、もう一つは、現在公務員に定年制というものはないはずなんですけれども、これは過日、長官も御存じだろうと思ひますが、東京で約七、八名の高年齢者の方が不当に退職勧告を受け、こゝういふ事態があつたと思ひます。そういう一面は、一応解決をみたさうであります。そういう一面は、いわゆる定年退職懸念という、こゝういふ面でも何か人員を整理していこう、一面は電子計算機等の機械化等によつて合理化をはかっている、こゝういふ面があるようであります。内容としては、具体的に降格制度、そういうものをひとつやめていく、こゝういふことにあるようでありま

すが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(泉美之松君) 大阪でも電子計算センターができ上がつて活動を開始いたしますのは本年十月でございますが、現在他の官庁の電子計算機をそのひまなときにお借りいたしまして、そして電子計算機に職員を償還せよという仕事をやっております。昨年そのために百名の降格をしたといふようなことは全然ございません。それはあるいは徴収の職員を直税のほうに百名動かしただけであります。おそろくそのことではないかと思ひますが、これは降格ではございませんで、むしろ徴収担当の職員を、直税担当の仕事が忙しいから、大阪局管内全体で百名直税部門に配置がえをしたことでございます。しかし、それは降格ではございません。

なお、電子計算機を導入するといつても、先ほども申し上げましたように、人手不足で困つておるような状況でございますので、できるだけ内部事務を電子計算機で処理するために電子計算機を導入しておるのでございます。これによつて確かに人手がすく場合はございますけれども、それによつて人員を削減し得る余地というのはいないのではありません。むしろ人手がまだまだ足りない、こゝういふ状況でございますので、職員の昇格等に支障を来さすといふことは毛頭ございません。ただ、東京国税局で退職勧告云々といふのがござい

ましたが、これは東京国税局管内で、たとえば協議員のポストについておる者がございまして、最近の協議員は、現地向向いて一々納税者から不服申し立ての理由を聞き、その営業の実態などを調査いたしまして協議決定することになっておりますが、もう五十七、八歳ということになりますと、なかなかかばんを持って第一線に出て行くというのには適しませんので、したがつて、協議員でないポストについても、こゝういふことをいたしたことはございまして、それから、まあ税務署長など、指定官職になりますと、やはり同じ人がいつまでも同じポストを占めておるといふわけにもまいりませんので、後進に道を開くという意味で、長く税務署長をしている人たちに、一定の年齢になつた場合には、もうそろそろ後進に道を譲つてやたらどうか、こゝういふことは言っております。これはまあ全体の職員の回転をよくして、あとから職場に入つた者が喜んでやつていくような回転を行なうためであります。この点で無理を生じておるようなことはないと思ひます。ただ、先ほど申し上げました協議員の場合には、こゝういふ仕事の性質上やむを得ないことではあつたのでありますが、協議員のポストを奪われるといふことで非常な抵抗を生じて問題が生じたような次第でございます。

○戸田菊雄君 税務署の体制等の問題については、あとは政策上の問題に關与をしますので、行政管理庁長官なり大蔵大臣が出席のときに再度ま

たやうていきたいと思います。

それで、所得税の問題について若干質問をしてまいりたいと思いますが、まず、主税局長に、階層別所得別納税人員と納税額の納税割合、このことについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(吉國二郎君) 階層別の納税者数、税額につきましては、これは御承知のとおり、私どもの統計は、給与所得者につきましては給与控除の関係があるものでございますから、収入階層別につくっておりますので、全体の合計というのがちょっと出ないのでございます。申告納税者のほうは所得別になっております。そこで、区別して申し上げますけれども、給与所得者四十一万の統計がございまして、五十万円以下の納税人員が八百二十六万二千八百人、パーセンテージにいたしまして四四・九％、それから、百万円以下五十万円超、これが七百八十二万九千人、四二・五％でございます。三百万円から百万の間が二百二十四万人、一一・二％、五百万円以下三百万円が六万一千人、〇・三％、五百万円から千万の間が一万二千人、〇・一％、一千万円超の収入金額のある者が千人ということになっておりまして、税額で申し上げますと、これはもう税額をパーセンテージで申し上げますが、五十万円以下は、納税人員にいたしまして四四・九％の相当する税額が一〇・三％、五十万円から百万までの四四・二・五％の納税人員に対する税額が二八・二％、百万から三百万円までの二二・二％の納税人員に対する税額が四七・四％、三百万円から五百万円の間〇・三％の納税人員に対する税額が八・六％、五百万円から千万までの〇・一％に対する税額は四・五％、千万円超のものが一・〇％、かようになつております。これが給与所得の階層別でございます。

それに対して、申告所得者のものは、これは収入階層別ではございませんで、所得階層別になっておりますが、これも全体の人員は三百二十四万人でございますが、五十万円以下の所得者が三三・九％、五十万円から百万円までが三九％、百万円から三百万円までが二二・六％、三百万円から五

百万円までが二・九％、五百万から千万までは一・三％、千万円超が〇・三％ということになっております。税額にいたしまして、五十万円以下が三・三％、五十万円から百万円までが一・九％、百万円から三百万円までが三・七％、三百万円から五百万円までが一・八・七％、千万円までが一・六％、千万円超の部分が一・八・四％となつております。

下には押えているというのが実情でございます。す。

果がないと思いますから、これはやめましょう。そうしますと、結局この九千四百七十六億の自然増収がある、減税はゼロだ、こういうことになりまして、国民一人当たり約九千五百円見当の実増税ということになりはしないか、これはどうですか、見解は。

○政府委員(吉國二郎君) これは納税人員でございます。

○政府委員(吉國二郎君) 税の負担というものは所得その他の課税標準との比較で見ると思っています。したがって、増税ということとは、制度としての課税標準に対する課税率の増加ということと初めて増税ということでございます。所得がふえたために税が増収になるというのは、これは増税とは言えないと思います、所得のほうも同じように伸びておりますので。また、所得が伸びる関係で累進税率をとっております所得税は、当然所得の伸びよりもふえます。したがって、所得がふえるときにはそれ以上税がふえなければ、これは増税とは私ども考えていないわけでございます。

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

○政府委員(吉國二郎君) 大臣がいらないからちょっとやりづらいのすけれども、全体の租税収入を見てみますと、昨年の四十二年は六兆一千五百六十六億一千万円、こういうことになっておるわけでございますが、四十三年度、これは国税、地方税合せてでございますが、四十三年度見ますと七兆四千四百八十四億、これはもちろん減税ゼロという状況でございますが、しかし、昨年は一千八百八十九億でございますが、この程度の減税措置をとった、こういうことでございますけれども、対四十二年と比較すれば、これもまた相当増徴体制をとっている。こういうふうな、年々、政府は、昨までは大減税大減税をやっておるのでありますけれども、国税、地方税税体を含めまして、いずれにしても相当増増額されている、こういうのが現状であろうと思っておりますが、この原因は一体どこにあると思うのですか。

○政府委員(吉國二郎君) 減税前にいたしまして九千四百七十六億円ということになっております。

○委員(青柳秀夫君) 速記をやめて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは私の所管ではないのでございまして、そのうちで、増減税の、たばこの税金は租税収入になっておりませんので、国税として形式上申し上げますと、五百五十億円の減税に充てておられますと、それから国債を減額する対象として千六百億というものが充てられて、あとはいわゆる歳出の増加に充てられているという形になっているわけでございます。

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○政府委員(吉國二郎君) これは経済が伸び、所得がふえておりますので、それを課税標準とする税額は、減税をいたしても、当然伸びてまいります。大体日本では二五％前後の増税額がふえ、それに対して減税をいたしまして、大体二〇％以

○委員(青柳秀夫君) 速記を始めて。

一、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案
国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国立がんセンター」の下に「並びに国立療養所」を加え、同条第二項中「又は国立がんセンター」を「国立がんセンター又は国立療養所」又は「国立療養所」に、又は国立がんセンターを、国立がんセンター又は国立療養所（らい療養所を除く。）に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（勘定区分）

第二条の二 この会計は、病院勘定及び療養所勘定に区分する。

第三条中「この会計においては」を「病院勘定においては」に改め、同条に次の二項を加える。

2 療養所勘定においては、国立病院特別会計法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第号）附則第九項の規定により一般会計から当該勘定に帰属した資産の金額をもつて基金とする。

3 前二項の基金の金額は、第十四条第一項又は第二項の規定による整理が行なわれることにより増減するものとする。

第四条中「この会計」を「病院勘定」に改め、同条に次の一項を加える。

2 療養所勘定においては、療養所収入、一般会計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国立療養所の経営費、施設費、看護婦養成費、借入金の償還金及び利子、一時借入金、利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

の性質に従つて歳及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分するに改める。

第八条中「この会計」を「各勘定」に改める。

第八条の二第二項中「この会計において、国立病院の」を「各勘定において、この会計の」を「当該勘定の」に改める。

第九条第一項中「この会計」を「各勘定」に改め、同条に次の一項を加える。

第十条中「本会計」を「各勘定」に改める。

第十四条第一項中「この会計」を「各勘定」に改め、これを利益の繰越しとして「これを当該勘定の基金に組み入れて」に改め、後段を削り、同条第二項中「この会計」を「各勘定」に改め、同条の規定により繰り越した利益を「当該勘定の基金」に改め、ただし書を削る。

第十五条第一項中「この会計」を「各勘定」に改め、「これを」の下に「当該勘定の」を加え、同条第二項中「この会計の積立金」を「各勘定の積立金」に改め、「この会計」を「当該勘定」に改める。

第十五条の二及び第十六条第一項中「この会計」を「各勘定」に改める。

第十七条第一項中「この会計」を「各勘定」に改め、同条第二項中「この会計」を「各勘定の」に改め、「この会計」を「当該勘定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（勘定間における資産の移動の無償整理）

第十七条の二 この会計の各勘定の間において、資産の所屬を移すときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国立病院特別会計法の規定は、昭和四十三年年度の予算から適用し、昭和四十二年以前年度の予算については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十條第二項の規定により昭和四十三年年度の暫定

予算が失効することとなつた場合には、国立病院特別会計に係る当該暫定予算に基づいてした支出又は債務の負担は同年度のこの会計の病院勘定の予算に基づいてしたものと、一般会計に係る当該暫定予算に基づいてした支出又は債務の負担で国立療養所（らい療養所を除く。）以下同じに係るものは同年度のこの会計の療養所勘定の予算に基づいてしたものと、それぞれみなす。

4 この法律の施行の日の前日までに収入した昭和四十三年度分の国立病院特別会計の歳入又は国立療養所に係る歳入は、それぞれこの会計の病院勘定又は療養所勘定の歳入とみなす。

5 昭和四十二年の国立病院特別会計の歳出予算に係る経費で財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二條ただし書又は改正前の国立病院特別会計法（以下「旧法」という。）第十六條第一項の規定による繰越しを必要とするものは、この会計の病院勘定に繰り越して使用することができる。

6 旧法第十五條第一項本文の規定により国立病院特別会計の積立金として積み立てるべき金額は、この会計の病院勘定の積立金として積み立てるものとし、同項ただし書の規定により昭和四十三年年度の歳入に繰り入れるべき金額は、この会計の病院勘定の同年度の歳入に繰り入れるものとする。

7 昭和四十二年の一般会計の歳出予算のうち、厚生省所管の国立療養所に係る経費で財政法第十四条の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、この会計の療養所勘定に繰り越して使用することができる。

8 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一條の規定により昭和四十三年年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和四十二年の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、同項の繰越しの額に相当する金額は、この会計の療養所勘定の昭和四十三年年度の歳入に繰り入れるものとする。

9 この法律の施行の際旧法による国立病院特別会計に所屬する権利義務又は一般会計に所屬する権利義務で国立療養所に係るものは、政令で定めるところにより、それぞれこの会計の病院勘定又は療養所勘定に歸属するものとする。

10 旧法第十四條第一項の規定により昭和四十三年度への利益の繰越しとして整理されるべき額は、改正後の国立病院特別会計法第十四條第一項の規定により病院勘定の基金に組み入れて整理されるべき利益の額とみなす。

第十号中正誤	
ペジ 段 行	誤
二 二 兼松、江商	正
第十一号中正誤	
ペジ 段 行	誤
一 一 兼松、江商	正
一 一 兼松、江商	正
一 一 兼松、江商	正